明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○母体保護法の一部を改正する法律（四六）　八
〔政令〕
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五一）　二
○小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一五二）　二
○小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令（一五三）
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（一五四）
○港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一五五）
○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の施行期日を定める政令（一五六）
○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令（一五七）
○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（一五八）
〔省令〕
○税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令及び財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**四二）　三
○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行規則（**財務・国土交通**三）　三
○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則（**国土交通**三五）　九
○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法第十条の規定により管区海上保安本部長に委任する権限を定める省令（**同**三六）　一四
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（**防衛**一一）　一六

本号で公布された法令のあらまし

◇母体保護法の一部を改正する法律（法律第四六号）（厚生労働省）

1　都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを販売することができる期限を平成二七年七月三一日までとすることとした。（第三九条第一項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五一号）（財務省）

1　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣のうち、愛知県、青森県及び佐賀県を題材とする貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　地方自治法施行六〇周年記念貨幣のうち、一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数を一三〇万枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一五二号）（経済産業省）

小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行期日を平成二三年一月一日とすることとした。

◇小規模企業共済法施行令の一部を改正する政令（政令第一五三号）（経済産業省）

1　小規模企業共済法施行令の一部を改正し、規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、小規模企業共済法の一部を改正する法律の施行の日（平成二三年一月一日）から施行することとした。

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第一五四号）（経済産業省）

1　輸出貿易管理令別表第一の一六の項に掲げる貨物のエリトリアを仕向地とする輸出について、銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある特定の場合等に経済産業大臣の許可を要することとした。（別表第三の二関係）

2　この政令は、平成二二年九月一日から施行することとした。

◇港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第一五五号）（国土交通省）

1　港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行に伴い、港湾法施行令及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年七月一日）から施行することとした。

◇排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一五六号）（内閣官房）

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二二年法律第四一号）の施行期日は、平成二二年六月二四日とすることとした。

◇排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令（政令第一五七号）（国土交通省）

1　占用の許可等を要する水域の上空及び水底の区域を、水域の上空一〇〇メートルまでの区域及び水底下六〇メートルまでの区域とすることとした。（第一条関係）

2　港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為を、特定離島港湾施設の存する港湾ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄とした。（第二条関係）